

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	一九
○福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	一九
告示	一九
○競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件	一九
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	一九
○計量器の定期検査を実施する件	一九
○県営土地改良事業計画を定めた件	一九
○道路の区域を変更する件二件	一九
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	一九
公告	一九
○土地区画整理組合の理事の就任について届出があった件	一九
福島県教育委員会	一九
○福島県指定重要文化財として指定する件	一九
福島県教育委員会教育長	一九
○公金の収納の事務を委託した件	一九
○落札者を決定した件	一九
福島海区漁業調整委員会	一九
○いかつり漁業について指示する件	一九

規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十一号

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

十 間伐特措法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な間伐特措法第十六条に規定する資金を借り入れる場合 十二年以内

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号中「受けた者」を「受け、かつ原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県林業・木材産業改善資金貸付規則第二条第二項に掲げる貸付金については、なお従前の例による。
(林業振興課)

告 示

福島県告示第三百八十四号

競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和三年四月二十七日から施行する。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

「申請者	(ふりがな)	「申請者	(ふりがな)
(共同企	商号又は名称	(共同企	商号又は名称
業体の	(ふりがな)	業体の	(ふりがな)
代表者)	代表者職・氏名	代表者	代表者
	作成担当者		
	電話番号		

(ふりがな)
商号又は名称
(ふりがな)
代表者職・氏名
伊成眞任職・氏名

に改める。

福島県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、栃窪

（計量検定所）

白河市（表郷の地域）	西白河郡西郷村	白河市（大信の地域）	右に掲げる市町村
六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午後二時から 午後四時まで	六月一日から七月九日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの
白河市表郷庁舎	西郷村役場	大信農村環境改善センター	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
白河市（表郷、大信及び東の地域）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村及び同郡矢吹町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和三年四月二十七日
福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和三年四月二十八日から
同 年五月十七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百八十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年四月二十七日
福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 橋端山二番一地从先から 同 郡同 町山木屋字 橋端山四番地先まで	変更前 A 一八・五 四三・六 B 八・〇 一七・〇	A 一八・五 四三・六 B 八・〇 一七・〇	一三二・八 一一六・七 一三二・八

（道路計画課）

福島県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江三春線	双葉郡葛尾村大字野川字湯殿六九番地先から同 郡同 村大字野川字湯殿八番一地先まで	変更前 五・五〇 一九・五	六・〇〇 一九・五	二二〇・三 二二〇・三

(道路計画課)

福島県告示第三百九十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年四月十九日次のとおり指定した。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

いわきトラツク事業協同組合 いわき市泉町下川字大剣一番地の一三〇 令和三年五月一日から令和八年三月三十一日まで

共同組合 共同組合 共同組合 共同組合 共同組合 共同組合

いわき市泉町下川字大剣一番地の一三〇 (出納総務課)

公 告

公告第八十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨届出があった。

令和三年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名 住 所

直江 市治 伊達市保原町上保原寺前三十七番地七

佐藤 真也 同 市中畑十九番地

黒須 一郎 同 市岡前六十九番地二

菊田 正男 同 市北後三十六番地二

宍戸 信男 同 市中畑二十三番地

鈴木 保則 同 市伏黒字上ヶ戸七十三番地十一

逸見 武也 同 市馬場口五十三番地一

松浦 幹夫 同 市伏黒字館ノ内三十三番地一

菊田 真利夫 同 市中畑二十五番地

(まちづくり推進課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

令和三年四月二十七日

福島県教育委員会

一 典籍の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
只見町の龍蔵院・吉祥院修験道聖教典籍 附 版 木	六二	只見町	南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇三九番地	南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇三九番地
修験龍蔵院の聖教典籍	六二			南会津郡只見町大字只見字雨堤一〇三九番地
修験吉祥院の聖教典籍	二八			只見町
聖教典籍	三			只見町
版木	二四			教育委員会

二 考古資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
上小島遺跡、芝草・小屋田遺跡出土品 一括		西会津町	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙三三〇八番地	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字上ノ原道上五七八〇番地 旧

三 建造物の部

上小島遺跡出土土器、土製品	四〇点			新郷小学校
上小島遺跡出土石器、石製品	四九〇点			
芝草・小屋田遺跡出土土器、土製品	二六五点			
芝草・小屋田遺跡出土石器、石製品	八八点			

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
金光寺木造宝篋印塔	二基	宗教法人金光寺	いわき市鹿島町久保字西ノ作七一	いわき市鹿島町久保字西ノ作七一 金光寺

(文化財課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。
 令和三年四月二十七日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

- 1
 - (一) 名称 株式会社薬市白河
 - (二) 所在地 福島県白河市本町二番地
- 2
 - (一) 名称 千駒酒造株式会社
 - (二) 所在地 福島県白河市年貢町十五番地一
- 3
 - (一) 名称 菊地 蘭子

三

(二) 所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一
 収納の事務を委託する期間
 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(特別支援教育課)

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校における I C T 活用教育研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年4月27日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
新時代の学校における I C T 活用教育研究開発事業に係る端末等 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁特別支援教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年2月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
金39,916,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年12月25日

（特別支援教育課）

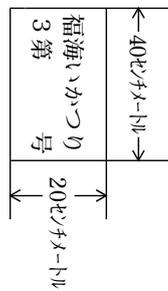
福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和三年四月二十七日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

- 一 操業の承認
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間
操業期間は、令和三年六月一日から令和四年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
 - 1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域
 - 2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。



五 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。